

令和元年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑳(旧政策分野⑱): 林業の持続的かつ健全な発展							
No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	令和2年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)	R1年度 (百万円)			
(1)	森林保険法 (昭和12年)	—	—	—	(1)-①-ア	国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与した。	—
(2)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与した。	—
(3)	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。 このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与した。	—
(4)	林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—
(5)	森林組合法 (昭和53年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—
(6)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与した。	—
(7)	林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年)	—	—	—	(2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—
(8)	森林経営管理法 (平成31年)	—	—	—	(1)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	—
(9)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総合研究所、都道府県関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与した。	—
(10)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連: 元-3, 7, 8, 12, 14, 15, 16, 17, 19, 22)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0219
(11)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (主、関連: 元-17, 19)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	(1)-①-ア (1)-①-イ	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動の支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病虫害等の被害の防止に寄与した。	0247
(12)	森林・林業新規就業支援対策 (平成25年度) (主、関連: 元-12)	5,907 (5,907)	4,810 (4,809)	4,638 (4,638)	(2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	林業分野において有望な人材を確保するため、林業大学校等で必要な知識等の習得を行う青年への支援や高校生等に対する就業体験等を実施するとともに、間伐等の森林施業を効率的に行うことができる林業従事者を段階的かつ体系的に育成。 これらにより、林業労働災害死傷者数が減少し、人材の確保・育成・定着が進むことにより担い手の確保が図られ、国産材の供給・利用量の向上に寄与した。	0248

(13)	現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 (平成30年度) (主)	-	405 (405)	402 (402)	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ	林業分野において、効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、林業の現場を管理する班長クラスの責任者の育成や林業労働安全の取組等を支援。 これらにより、林業労働災害死傷者数が減少するとともに、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）等の育成により効率的な作業が図られ、国産材の供給・利用量の向上に寄与した。	0249
(14)	スマート林業構築推進事業 (平成30年度) (主、関連：元-12,17)	-	207 (203)	197 (197)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	都道府県や市町村、林業事業者等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組や素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組等に対して支援。 これにより、森林経営計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与した。	0250
(15)	木材生産高度技術者育成対策 (平成30年度) (主)	-	160 (140)	107 (104)	(1)-①-ア	林業の成長産業化を実現するためには、林業の生産性の向上を通じて収益性の向上を図り、利用期を迎えた森林資源の循環利用を促進する必要がある。 この林業の生産性の向上を図るためには、林業経営の規模拡大に意欲と能力のある林業経営者の育成を図るとともに、素材生産を効率化するための技術に加え、伐採跡地の再造林や保育等を低コストで実現することが必要となるが、そのためには、効率的な木材生産システムを念頭においた路網整備を行うことができる人材を育成する必要がある。 本事業において、ICT等先端技術を活用した路網作設に関する技術者等を育成することにより、効率的・効果的な路網が整備等されることになり林業生産性の向上とともに国産材の供給量の増大に寄与した。	0251
(16)	新たな森林管理システム導入円滑化対策 (令和元年度) (主)	-	-	30 (27)	(1)-①-ア	森林経営管理制度の運用に当たって、技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成した。 これにより、市町村における森林・林業行政の実施体制の強化が図られ、森林経営管理制度の円滑な運用、ひいては森林資源の適正な管理と林業の成長産業化の両立に寄与した。	0252
(17)	次世代林業基盤づくり交付金 (平成25年度) (関連：元-12,17,19)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図ることで、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、山地災害等の防止、森林病害虫等の被害の防止、国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0253
(18)	【TPP関連事業】 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策 (平成27年度) (関連：元-12,18,19)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	木材製品の競争力強化に向けて、川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成した体質強化計画に基づき、 ①合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化を図るための加工・流通施設の整備等 ②合板・製材・集成材工場等に対して原木を低コストかつ安定的に供給するための間伐材生産、路網整備等を一体的に推進するための取組に対して支援を行う。 また、非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化に向け、JAS構造材等の普及・実証に対する支援や輸出促進等を行う。	0254
(19)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連：元-12,17,19)	-	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0255
(20)	木材需要の創出・輸出力強化対策 (平成30年度) (主、関連：元-12)	-	737 (731)	682 (673)	(1)-①-イ	公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大を支援。 本施策を通じ、新たな木材需要の創出を行うことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0257
(21)	山林所得の概算経費控除 [所得税：措法第30条] (昭和28年度)	- (-)	- (-)	- (-)	(1)-①-ア	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入（収入金額－伐採費・譲渡に要した費用）に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。	-
(22)	保険会社等の異常危険準備金 [法人税：措法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	- (-)	- (-)	- (-)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金に算入できる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	-
(23)	中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税：措法第57条の10、第68条の59] (昭和41年度)	国税14 (10) 地方税6 (4)	国税14 (-) 地方税6 (-)	国税14 (-) 地方税6 (-)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が貸倒引当金を計上した際に、繰越限度額を法定繰入額の10%増しとすることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	-

(24)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税: 措法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	— (—)	— (—)	—	(1)-①-ア	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあつせんした場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与した。	—
(25)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置 [固定資産税: 地法第349条の3の3、地法附則第15条の45] (昭和49年度)	281の内数 (286の内数)	265の内数 (436の内数)	328の内数 (—)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等(1台(基)当たりの取得価格330万円以上)の課税標準は3年度分に限り1/2の額とする。 このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—
(26)	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 [事業所税: 地法第701条の1の1] (昭和50年度)	— (—)	— (—)	— (—)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1/2、従業者割1/2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—
(27)	農業協同組合等が合併した場合の課税の特例 [地価税: 措法第71条の17] (平成3年度)	— (—)	— (—)	— (—)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	農業協同組合合併助成法等に基づく農協等の合併について、合併前の基礎控除の額の合計又は10億円の不いずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として5年間適用する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—
(28)	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税: 措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税119 (71) 地方税39 (29)	国税101 (72) 地方税36 (26)	国税72(P) (—) 地方税27(P) (—)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—
(29)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例 [法人税: 措法第68条の2] (平成13年度)	国税— (0) 地方税— (0)	国税— (—) 地方税— (—)	国税— (—) 地方税— (—)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものととして、譲渡益の計上を繰り延べることができる特例を措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—
(30)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税: 措法第70条の6の4] (平成24年度)	160 (—)	151 (—)	162 (—)	(1)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与した。	—
(31)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税: 措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11] (平成25年度)	国税0.1 (0.2) 地方税0.1 (0.1)	国税0.2 (—) 地方税0.1 (—)	国税0(P) (—)(P) 地方税0(P) (—)(P)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る)。 このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与した。	—

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	令和2年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)	R1年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 特用林産施設体制整備復興事業 (平成24年度)	940 (835)	911 (830)	897 (808)	—	特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、次期生産に必要な生産資材の導入を支援。ほだ木の洗浄機械や簡易ハウスなどの放射性物質の防除施設等を整備。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与した。	復-0101
(2)	【参考:復興庁より】 震災復興林業作業システム導入 支援事業 (平成24年度)	359 (359)	359 (359)	245 (245)	—	復興に向けて林業事業体が行う放射整物質の影響を軽減させる作業システムの確立に必要な高性能林業機械のリース方式による導入を支援。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与した。	復-0103

- (注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。